

中間試案のたたき台（２）

目次

第１ 民事執行（省略）	2
第２ 民事保全（省略）	2
第３ 破産手続.....	2
第４ 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続...	7
第５ 非訟事件（省略）	8
第６ 民事調停（省略）	8
第７ 労働審判（省略）	8
第８ 人事訴訟.....	8
第９ 家事事件.....	13
第１０ 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）	21
第１１ その他.....	21

(前注) 本部会資料では、特段の断りがない限り、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）による改正後の民事訴訟法を指して、「民訴法」の用語を用いている。

第1 民事執行（省略）

第2 民事保全（省略）

第3 破産手続

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

破産手続等（破産法第2条第1項に規定する破産手続及び破産法第12章に規定する免責・復権に係る手続をいう。以下同じ。）において裁判所に対して行う申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(注) 申立て等をインターネットを用いてする際の方法としては、システム上のフォーマット入力の方法を検討すべきとの考え方がある。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた代理人等

破産手続等において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 破産管財人等

破産管財人等（破産管財人及び保全管理人をいう。以下同じ。）は、当該選任を受けた破産手続等における申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

(後注) 本文の考え方のほか、債権届出については、一定の場合には届出がされないときにも債権者が権利を失うことを防ぐ制度【P】、債権届出を容易にする制度及び債権届出をサポートする制度を創設した上で、インターネットを用いて申立て等を行うことが困難であると認められる者を除き、全ての者が、インターネットを用いてこれを

しなければならないものとするとの考え方がある。

(3) 破産管財人と債権届出

【甲案】

破産債権者が多数に上るケースにおいて、破産管財人が、裁判所の決定を得て、次のような債権届出に関する事務を行うことができる規律を設けるものとする。

- ① 破産債権者は、破産管財人に対して、債権届出をすることができる。
- ② 破産管財人は、裁判所に対して、①の規律により受けた債権届出を届け出る。

【乙案】

破産管財人が破産債権者から債権届出書を受け取り、これを裁判所に提出することについては、今後の実務上の解釈及び運用に委ねることとし、特段の規律を設けないものとする。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

(注)のいずれかの考え方を採用した上で、裁判所に提出された書面等（民訴法第132条の10第1項に規定する書面等をいう。以下同じ。）及び記録媒体（電磁的記録を記録した記録媒体をいう。以下同じ。）につき、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体を裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下単に「ファイル」という。）に記録しなければならないものとする。

(注) 裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、法律上、全ての事件につき下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（A案）と、電子化を目指しつつも、破産手続等の特性を考慮し、裁判所の判断で電子化することが可能であることを前提とした上で、法律の定めとしては、一定の範囲で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方（B案）がある。

A案の中には、全ての事件につき、下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方（A-1案）のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)ア②の電子化をしない場合の要件につき「ファイルを記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、破産手続等の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)の電子化のルールを適用するとの考え方がある（A-2案）。

B案の中には、①法律上、下記(2)の電子化のルールを適用する事件を一定の範囲

のものとする考え方（B－1案）、②一定の基準を定めて下記(2)の電子化のルールを適用する（電子化の意義を踏まえて一定の基準を定めて法律上電子化しなければならないものとする）考え方（B－2案）、③当事者を含む利害関係人の申出があった場合に下記(2)の電子化のルールを適用する（当事者を含む利害関係人の申出があった場合に電子化しなければならないものとする）考え方（B－3案）がある。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、破産手続等において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
 - i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）のうち特に必要があるもの
 - ii 当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出（民訴法第133条第2項の規定による届出をいう。以下同じ。）に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項と同様に、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当

事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

イ 破産法特有のルール

【甲案】

書面等又は記録媒体の提出とともに、破産法第12条第1項が規定する支障部分の閲覧等の制限の申立てがされた場合において、当該支障部分が記載され、又は記録された部分のうち特に必要があるものについては、ア①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しないものとする

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

3 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書並びに裁判所書記官が作成する調書及び破産債権者表等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋

口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋について、民訴法第87条の2及び同法第187条を準用し、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議」という。）及び音声の送受信により同時に通話をすることができる方法（以下「電話会議」という。）を利用することができるものとする。

(2) 債権調査期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権調査期日の手続に関与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者（例えば、破産者及び破産管財人）の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

(3) 債権者集会の期日

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、破産管財人、破産者又は届出をした破産債権者を債権者集会の期日の手続に関与させることができるものとする。
- ② ①の期日に出頭しないでウェブ会議により手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

(注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者（例えば、破産者、破産管財人及び破産債権者）の意見を聴かなければならないものとするとの規律は設けないものとする。

5 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録についても請求の主体に係る破産法第11条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係人は、電子化された事件記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この5において「閲覧等」という。）の請求をすることができる。
- ② 破産法第11条第4項各号に掲げる者は、当該各号に定める命令、保全処分又は裁判のいずれかがあるまでの間は、閲覧等の請求をすることができない。ただし、当該者が破産手続開始の申立人である場合は、この限りでない。

(注1) 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 利害関係人は、裁判所に設置された端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等は、事件の係属中いつでも、裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) (注1)の①につき裁判所外端末を用いて閲覧等をすることができるのは申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等に限るものとすべきとの考え方がある。【P】

6 送達

(前注) 破産手続等では通知がされることがあるが、ここでは、送達は、通知の方法の一つ

であり、送達がされれば、通知がされたものと評価されることを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

破産手続等における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

破産手続等における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

7 公告

【甲案】

破産手続等における公告において、官報への掲載に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとする。

【乙案】

破産手続等における公告において、（官報への掲載に加えて、）裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとはしない（甲案のような特段の規律は設けない）ものとする。

（注1） 破産手続等における公告は、裁判所のウェブサイトに掲載する方法によりするものとし、官報への掲載を廃止すべきとの考え方がある。

（注2） 公告の在り方を検討するに際しては、破産者のプライバシー保護の在り方につき検討すべきとの考え方がある。

8 その他

（注1） システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟の手続と同様の規律を設けるものとする。

（注2） 費用額確定処分の申立ての期限について、民事訴訟の手続と同様の規律を設けるものとする。

（注3） 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限のうち定型的な判断事項等を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

第4 民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続 再生手続（民事再生法）、更生手続（会社更生法）、特別清算の手続（会社法）

及び承認援助手続（外国倒産処理手続の承認援助に関する法律）について、第3の破産手続等の各項目と同様の項目につき、これと同様にIT化するものとする。

（注）破産手続等において検討している破産管財人等の規律（例えば、第3の1(2)及び(3)）は、再生手続における管財人へのみ妥当し、再生債務者には妥当しないとの考え方があ
る。

第5 非訟事件（省略）

第6 民事調停（省略）

第7 労働審判（省略）

第8 人事訴訟

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

人事訴訟に関する手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を適用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

人事訴訟に関する手続において、民訴法第132条の11の規定を適用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた訴訟代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 民事訴訟のルール適用

裁判所に提出された書面等及び記録媒体について、民訴法第132条の12及び第132条の13の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする（書面等及び記録媒体については、事実の調査に係るものを含むものとする。）。

① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、人事訴訟に関する手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のものについては、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。
- i 第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要があるもの
 - ii 当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における秘匿事項の届出に係る事項
 - iii 当事者の閲覧等の制限の申立て又は当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項のうち必要があるもの

(注) 民訴法第92条第9項及び第10項、第133条の2第5項及び第6項並びに第133条の3第2項の規定を適用し、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された訴訟記録のうち、①第三者の閲覧等の制限の申立てがあった営業秘密のうち特に必要がある部分又は②当事者の閲覧等の制限の申立て若しくは当事者の閲覧等の制限の決定があった閲覧等の制限がされるべき事項が記録された部分は、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

(2) 人訴法特有のルール（事実の調査に係る提出書面等の電子化の例外）

【甲案】

事実の調査において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項については、当該事項の閲覧等を行うことにより、次に掲げるおそれがあると認められる場合において、裁判所が必要があると認めるときは、当該事項をファイルに記録することを要しないものとする。

- ① 当事者間に成年に達しない子がある場合におけるその子の利益を害するおそれ
- ② 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穩を害するおそれ
- ③ 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされるこ

とにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれ

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、事実の調査に係る電子化された訴訟記録については、閲覧等を行うことにより、本文の甲案の①から③までに掲げるおそれがあると認められる場合にも、裁判所が必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された訴訟記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

人事訴訟に関する手続において裁判官が作成する裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、民訴法の規律を適用し、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（人訴法第34条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、当該書面に記載すべき事項をファイルに記録する方法又は記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の陳述を聴く審問期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議の方法によって、審問期日における手続を行うことができるものとする。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議の方法によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によって、当事者の陳述を聴く審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考えがある。

(2) 参与員の立会い

家庭裁判所は、人訴法第9条第1項の規定により参与員を審理又は和解の試みに立ち会わせる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議の方法によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議の方法によって、参与員に審理又は和解の試みに立ち会わせることができるものとし、電話会議の方法は認めないものとするとの考えがある。

5 和解調書等の送達

人事訴訟に関する手続について、民訴法第267条第2項を適用し、和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

(注) 本文は、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

6 電子化された訴訟記録の閲覧等

(1) 電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等

人事訴訟の電子化された訴訟記録（事実調査部分を除く。）の閲覧等に関し、民訴法第91条の2及び第91条の3の規定を適用し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化された訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電子化された訴訟記録について、最高裁判所規則で定めるところにより、複写（ダウンロード）、訴訟記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供の請求をすることができる。

(注) 電子化された訴訟記録の閲覧等の請求の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 何人も、裁判所に設置された端末を用いた閲覧を請求することができる。
- ② 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に設置された端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ③ 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(2) 事実の調査に係る部分の閲覧等

ア 原則

電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の請求については、請求の主体及び裁判所の許可に係る人訴法第35条の規律を基本的に維持し、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者は、裁判所が人訴法第35条第2項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）又はその部分に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この(2)で「閲覧等」という。）の請求をすることができる。
- ② 利害関係を疎明した第三者は、裁判所が人訴法第35条第3項の規定により許可したときに限り、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分について、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧等の請求をすることができる。

(注1) 電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に設置された端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

(注2) 本文のとおり法律上裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる（(注1)②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合には別途の許可を不要とすることや、閲覧又は複写を許可する部分の特定（人訴規則第25条参照）に関し、一定の場合には今後作成及び提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方があ

る。

イ 自己の提出したものの閲覧等の請求

当事者は、電子化された訴訟記録中事実の調査に係る部分のうち当該当事者が提出したものに記載され、又は記録されていた事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注) 当事者は、電子化されていない訴訟記録中当該当事者が提出したものに記載され、又は記録されていた事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

7 送達

(1) 電磁的記録の送達

人事訴訟に関する手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を適用するものとする。

(2) 公示送達

人事訴訟に関する手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を適用するものとする。

8 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民訴法の規定を適用するものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限について民訴法第71条第2項を適用するものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

第9 家事事件

1 裁判所に対する申立て等

(1) インターネットを用いてする申立て等の可否

家事事件の手続において裁判所に対して行う申立て等については、民訴法第132条の10の規定を準用し、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット（電子情報処理組織）を用いてすることができるものとする。

(注) 一定の事件の種類については、申立て等をインターネットを用いてする方法としては、システム上のフォーマット入力の方法を検討すべきとの考え方がある。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

ア 委任を受けた手続代理人等

家事事件の手続において、民訴法第132条の11の規定を準用し、民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない委任を受けた手続代理人等は、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

イ 家事事件の手続において裁判所から選任された者

【甲案】

家事事件の手続において裁判所から選任された者は、その選任された者として関与する家事事件の手続においては、裁判所に対して行う申立て等をインターネットを用いてしなければならないものとする。

【乙案】

家事事件の手続において裁判所から選任された者について、特段の規律を設けないものとする。

2 提出された書面等及び記録媒体の電子化

(1) 提出された書面等及び記録媒体の電子化の対象事件等

【甲案】

家事調停事件及び別表第2に掲げる事項の家事審判事件については、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとするが、その余の家事事件については、ファイルに記録するかどうかは、裁判所の適切な運用に委ねるものとする。

【乙案】

全ての家事事件について、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければならないものとするが、これをしなければならないのは、当事者又は利害関係を疎明した第三者の申出があった場合とする。

【丙案】

全ての家事事件について、下記(2)の電子化のルールを適用し、裁判所書記官において提出された書面等及び記録媒体をファイルに記録しなければ

ならないものとする。

(注1) 甲案を採用する場合に、別表第1に掲げる事項についての家事審判事件については、本文のとおり、電子化をするかどうかは個々の裁判所の適切な運用に委ねるとする考え方(甲-1案)のほか、一定のものについては、法律上の定めとして、同様に電子化しなければならないとするとの考え方がある。具体的には、次のとおりである。

- ① 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件のうちの電子化のメリット等が高いと考えられる一定の事件類型にも下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-2案)
- ② 別表第1に掲げる事項についての家事審判事件は、電子化のメリット等が特に高くないと認めるものを除いて、下記(2)の電子化のルールを適用するとの案(甲-3案)

(注2) 丙案を採用する場合について、本文のとおり下記(2)の電子化のルールをそのまま適用するとの考え方(丙-1案)のほかに、申立て等以外の書面等及び記録媒体のルールである下記(2)アの電子化をしない場合の要件につき「ファイルに記録することにつき困難な事情があるとき」に代えて、家事事件の特性を考慮し、より柔軟な運用を可能とする要件を置いた上で、下記(2)のルールを適用するとの考え方(丙-2案)がある。

(2) 提出された書面等及び記録媒体の電子化のルール

ア 民事訴訟と同様のルール

民訴法第132条の12及び第132条の13と同様に、裁判所に提出された書面等及び記録媒体の電子化のルールとして、次のような規律を設けるものとする。

- ① 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に記載された事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ② 裁判所書記官は、①の申立て等に係る書面等のほか、家事事件の手続において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
- ③ 裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、当事者の閲覧等の制限の申立てがあった場合における

秘匿事項の届出に係る事項については、①及び②の規律にかかわらず、ファイルに記録することを要しない。

イ 家事法特有のルール

【甲案】

家事事件の手續において裁判所に提出された書面等又は記録媒体に記載され、又は記録されている事項のうち、次のいずれかの事項であって、裁判所が必要があると認めるものについては、ファイルに記録することを要しないものとする。

- ① 他の者が知ることにより事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれがある事項
- ② 明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがある当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密
- ③ 事件の性質、審理の状況、記録の内容等に照らして、他の者が知ることが不適當とする特別の事情がある事項

【乙案】

甲案に記載している特段の規律は設けないものとする。

(注) 甲案を採用する場合には、インターネットを用いた提出によりファイルに記録された電子化された事件記録のうち、本文の甲案に掲げる①から③までの事項についても、裁判所が必要があると認めるときは、その内容を書面に出力し、又はこれを他の記録媒体に記録するとともに、当該部分を電子化された事件記録から消去する措置その他の当該部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができるものとする。

3 裁判書等及び報告書の電子化

(1) 裁判書及び調書等の電子化

裁判官が作成する審判書その他の裁判書及び裁判所書記官が作成する調書等について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録により作成するものとする。

(2) 家庭裁判所調査官の報告書の電子化

家庭裁判所調査官は、事実の調査の結果の書面による報告（家事法第58条第3項参照）に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、当該書面に

記載すべき事項をファイルに記録する方法又は記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるものとする。

4 期日におけるウェブ会議及び電話会議の利用

(1) 当事者の期日参加等

ア 遠隔地要件の削除

(いわゆる遠隔地要件を削除し、) 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、ウェブ会議及び電話会議の方法によって、家事事件の手続の期日における手続(証拠調べを除く。)を行うことができるものとする。

イ 当事者が立会権を有する審問期日

【甲案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続についても、ウェブ会議及び電話会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとする。

【乙案】

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、当事者が立会権を有する審問期日における手続については、ウェブ会議によって、その審問期日における手続を行うことができるものとし、電話会議の利用は認めないものとする。

(注) 乙案を原則としつつ、当事者双方に異議がない場合には、電話会議の方法によって、当事者が立会権を有する審問期日における手続を行うこともできるものとするとの考え方がある。

(2) 参与員の立会い

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議及び電話会議によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせ、当該期日における行為を行わせることができるものとする。

(注) 本文と異なり、ウェブ会議の方法によって、参与員に家事審判の手続の期日に立ち合わせることができるものとし、電話会議の方法は認めないものとするとの考え方がある。

(3) 家庭裁判所調査官及び裁判所技官の期日参加等

① 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者が家庭裁判所調査官との間でウェブ会議及び電話会議の方法によって、家庭裁判所調査官に家事事件の手続の期日に立ち合わせることができるものとするとともに、当該期日において家事法第59条第2項（同法第258条第1項において準用する場合を含む。）の意見を述べさせることができるものとする。

② 前記①の規律は、裁判所技官の期日への立会い及び意見の陳述について準用するものとする。

（注1） 本文と異なり、裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、ウェブ会議によって、家庭裁判所調査官及び裁判所技官に期日参加等をさせることができるものとし、電話会議の利用は認めないものとするとの考え方があ

（注2） ウェブ会議及び電話会議の方法を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員から意見を聴取することができるものとする。

5 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ調停委員会（裁判官又は家事調停官のみで家事調停の手続を行う場合にあっては、その裁判官又は家事調停官）から調停が成立すべき日時を定めて提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に合意が成立したものとみなすものとする。

6 調停調書の送達又は送付

【甲案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達しなければならないものとする。

【乙案】

調停における合意を記載した調書は、当事者に送達又は送付しなければならないものとする。

（注） 甲案、乙案のいずれについても、現行において実費精算する取扱いがなされている郵便費用を、申立ての手数料に組み込み一本化することと併せて実現することを提案するものである。

7 電子化された事件記録の閲覧等

（1）原則

電子化された事件記録についても請求の主体及び裁判所の許可に係る家事法第47条第1項及び第254条第1項の規律を基本的に維持し、当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、最高裁判所規則で定めるところにより、閲覧、複写（ダウンロード）、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は事件に関する事項を証明する文書若しくは電磁的記録の交付若しくは提供（以下この7で「閲覧等」という。）の請求をすることができるものとする。

（注1） 電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法について、次のような規律を設けるものとする。

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができる。
- ② 当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる。

（注2） 本文のとおり、法律上、裁判所の閲覧等に許可を要するとの規律を維持した上で、当事者がいつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又は複写をすることができる（（注1）②）ようにするための閲覧又は複写の許可の在り方として、例えば、同一の当事者が一度閲覧又は複写の許可を得た部分を再度閲覧又は複写する場合に別途の許可を不要とするとの考え方や、閲覧又は複写を許可する部分の特定（家事規則第35条参照）に関し一定の場合には今後提出されるものも含めた範囲の指定を可能とする（将来的な閲覧等を見越して、一定範囲のものについては、あらかじめ許可を得られるようにして、都度許可を得なくてもよいこととする）との考え方がある。ここでいう「一定の場合」としては、例えば、手続代理人が相手方等に閲覧等させても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合に、このような取扱いを可能とする考え方がある。

（注3） （注1）の①につき裁判所外端末を用いて閲覧等を行うことができるのは当事者のみに限るとすべきとの考え方がある。【P】

（2）自己の提出した書面等及び裁判書等

- ① 当事者は、電子化された事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。
- ② 当事者は、電子審判書その他の電子裁判書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。

③ 当事者は、事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、その交付又は提供の請求をすることができるものとする。審判を受ける者が当該審判があった後に請求する場合も、同様とするものとする。

④ 当事者は、調停における合意を記載した調書及び調停が終了した際の調書については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注1) 当事者は、電子化されていない事件記録中当該当事者が提出したものに係る事項については、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとする。

(注2) 本文のほか、手続代理人が相手方等に閲覧等をさせても問題ないと判断した上で提出する資料を相手方等が閲覧等する場合についても、裁判所の許可を得ないで、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができるものとするとの考え方がある。

8 送達等

(前注) 家事事件の手続では、送付、相当な方法による告知又は通知がされることがあるが、送達はここでいう送付、相当な方法による告知及び通知の方法の一つであり、送達があれば、送付、相当な方法による告知及び通知がされたものと評価されることを前提としている。

(1) 電磁的記録の送達

家事事件の手続における電磁的記録の送達について、民訴法第109条から第109条の4までの規定を準用するものとする。

(2) 公示送達

家事事件の手続における公示送達について、民訴法第111条の規定を準用するものとする。

(後注1) 家事事件の手続において裁判所が行う公告の方法を見直し、裁判所の掲示場への掲示に代えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができるようにする措置をとることができるものとする。

(後注2) (後注1)を前提とした上で、裁判所の掲示場又は裁判所に設置された端末等への掲示に加えて、裁判所のウェブサイトに掲載する方法をとらなければならないものとするとの考え方がある。

9 その他

(注1) システムを使った電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出や、書面の提出に代えて電磁的記録をファイルに記録する方法による陳述、ウェブ会議による裁判所外の尋問など、ITを活用した証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとする。

(注2) 費用額確定の申立ての期限や、申立て手数料の納付がない場合の納付命令の裁判所書記官の権限について民事訴訟手続と同様の規律を設けるものとするほか、申立て手数料を納付しないことを理由とする申立書却下に対して申立て手数料を納付しないまました即時抗告は原裁判所において却下しなければならないものとする。

(注3) 民訴法の改正を踏まえて裁判官の権限を裁判所書記官の権限とする見直しなど実務上必要な見直しがないのか検討すべきとの考え方がある。

第10 子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）

子の返還申立事件の手続（ハーグ条約実施法）について、第9の家事事件に関する検討を踏まえ、基本的に、これと同様にIT化するものとする。

第11 その他

(注) 仲裁法所定の裁判手続等他の民事・家事関係の裁判手続についても、第1から第10までの規律を踏まえて、IT化を検討する。